

「かつらぎ町有料広告掲載取扱要綱」の運用に関する事務細則

この細則は、かつらぎ町有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

1 第2条関係（掲載物）

第2条の（1）で定める「広報かつらぎ」での掲載位置は、広報かつらぎお知らせ2ページの下段・最大4広告（1ページあたり2広告）とする。

2 第5条関係（広告の規格及び掲載料等）

第5条で定める「掲載料」について、次に定めるものを有料掲載の対象としない。

- (1) 広告主（依頼元）が国、和歌山県及びこれらに類する機関の場合
- (2) 団体又は組織の構成に町が属する場合
- (3) 事業又は催事の実施主体並びに主催又は共催、協賛、後援のいずれかに町が属する場合
- (4) 団体又は組織、事業又は催事に補助金、負担金等を町が支出している場合
- (5) 問い合わせ先が町各課等の場合

3 第15条関係（その他）

第15条で定める「その他」について、かつらぎ町公式ホームページのバナー広告掲載について、下記のとおり定める。

- (1) 大きさは、縦50ピクセル、横130ピクセル、形式は、G I F、データ容量は、8キロバイト以下とし、リンク先は広告主トップページとする。
- (2) デザイン、内容、表現等は、町公式ホームページのイメージを損なうことがないように町と広告主が調整して掲載するものとする。ただし、次に掲げる表現は禁止する
 - ・動きのあるものは使用できない
 - ・「閉じる」「はい」「いいえ」「キャンセル」等、操作手順を模した表現
 - ・アラートマークを模した表現
 - ・テキストボックスを模した表現
 - ・町の実施する事業名に類似した表現
 - ・前各号に掲げるもののほか、利用者の意に反した動きをする表現又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現
- (3) 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による広告料の返還、損害の補償等を町長に請求しないものとする。
 - ・町のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - ・火災及び地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線等の障害による停止